

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会映像配信業務委託仕様書

1 業務名

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会映像配信業務委託

2 目的

この業務は、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）におけるレースの様式や式典風景等を撮影した映像を、レース艇に搭載したGPS装置による位置情報・レース結果速報と併せてインターネット（YouTube Live等）によりリアルタイムで中継配信して、広く視聴可能なものにするを目的とする。

3 業務場所

千葉市稲毛ヨットハーバー（千葉県千葉市美浜区磯辺2丁目8-1）

4 履行期間

契約締結日から令和3(2021)年10月29日(金)まで

業務施行期間 令和3(2021)年9月10日(金)から令和3(2021)年9月12日(日)まで

撤去期間 令和3(2021)年9月14日(火)17時まで

5 業務の内容

- (1) インターネット配信用映像・音声の収録及び配信
- (2) インターネット配信用環境の構築・提供
- (3) 大会時における各機器の運用
- (4) 競技の実況・解説
- (5) その他環境構築及び運用などに必要な事項

6 各業務の留意事項

- (1) インターネット配信用映像・音声の収録及び配信について
 - ア 海上で行なわれるレースの様式並びに開始式及び表彰式の様式を、無線カメラ・望遠レンズ・ドローン等を活用して撮影し、ライブ映像をインターネット（YouTube Live等）によりリアルタイムで中継配信すること。
 - イ 競技の様式を会場内の特設ブースから実況・解説を付けて、分かり易く伝えること。
 - ウ その他のリハーサル大会のレース実施状況を中継するために必要な業務を行うこと。
- (2) インターネット配信用環境の構築・提供について
 - ア 受託者は、コンピュータネットワークにおけるストリーミングによる映像・音声配信を可能とする映像・音声の取得、調整、出力の環境を構築する。
 - イ 各機器の調達及び設置、接続など配信環境の構築に必要な全てのものについては、受託者が行なうものとする。
 - ウ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「委託者」という。）が、別途手配するトラッキングシステムを活用し、リハーサル大会の映像及び音声の配信を行なう。
- (3) 大会時における各機器の運用について
 - ア 各機器等について留意すべき仕様
 - (ア) 各機器については設置場所を考慮し、できるだけコンパクトなものを選択する。
 - (イ) カメラについては、無線カメラ及び望遠レンズ・ドローン等を使用し、迫力ある映像を配信できる機能を備えたものとする。

- (ウ) 生中継時の映像データを保存できる機能を有するとともに、十分な保存容量を確保した機器を準備すること。
- (エ) 本委託業務を遂行するために必要な機器（カメラ、マイク、音響用ミキサー、ケーブル及びこれらに付随するもの）については、受託者が用意すること。
- (オ) 万が一に備え、代替用の設備を用意しておき、故障や障害が発生した場合にサービスを継続的に提供できるようにすること。

イ 配信時のオペレーター配置と作業

配信を行なう際のオペレーターについては、全ての操作を修得したスタッフを最低2名以上配置して作業にあたること。

オペレーターの主な作業は以下のとおりとするが、配信に必要な作業が生じた場合には、これ以外の作業についても随時対応すること。

- (ア) 保存及び録画配信に必要な映像の加工などの作業
- (イ) 必要なデータなどのバックアップ作業
- (ウ) トラブル発生時の復旧作業や代替手段による配信などの作業
- (エ) 配信報告の作成
- (オ) その他、配信及び運用において委託者からの指示事項

(4) 競技の実況・解説について

- ア 競技の様子を会場内の特設ブースから実況・解説を付けて、分かり易く伝えること。
- イ 番組中継に係る司会進行は受託者で、解説者は委託者で手配を行う。

7 録画配信及び収録映像の提供環境

ライブ配信後、委託者の指示する期間、YouTube等において映像配信を行なう。録画配信についての詳細は次のとおりとする。

- (1) 収録した映像については、委託期間中のものについて全て蓄積すること。また、常にインターネット上での配信が可能な状態を維持すること。
- (2) 受託者は、委託者の求めに応じ、委託者の指定する媒体により、それまで収録されたデータについて、全て利用可能なものを提供すること。
- (3) 録画配信については、YouTubeで映像を提供すること。
- (4) 録画配信のストリーミング映像の制作は、ライブ中継に続いて迅速に作業を行なうものとし、原則として大会終了後、速やかに公開すること。
- (5) 配信についてはYouTubeにおいて、一時停止、早送り、巻戻しなどの操作が問題なく行なえるものであること。
- (6) 配信データについては、ストリーミングのみで提供とする。提供データについてライブ配信と同様、利用者の環境により400-1000Kbpsの間で最適なものは提供できるデータとすること。
- (7) バックアップとして、DVDメディアなどにデータとして保存を行い、不測の事態には、それらのデータを利用して提供環境を復旧すること。

8 環境構築及び運用などに必要な事項

環境構築及び運用などに必要な事項などについて以下のとおりとする。

- (1) 配信前には、一連の作業について、事前に確認を行い、機器などの問題がないことを確認する。
- (2) システムに利用するソフトウェアについては、常に最新の安定版とするなどのバージョン管理を行い、既知の脆弱性についての対策を行うこと。
- (3) ハードウェアの保守等については、委託期間中のハードウェア故障について、オンサイトで対応できるようにしておくこと。

- (4) システムのセキュリティ対策については、運用及び機器についての実施手順を定め、適切に確保できるようにすること。また、特にインターネット配信を行なうシステム等については、不正アクセス等の被害に遭わないよう、セキュリティ対策が不十分な部分については受託者がその対策を講じること。
- (5) 配信を行なう際のオペレーター及び受託者のスタッフについては、特定するとともに、アカウントやパスワードなどを適切に管理すること。
- (6) 受託者は配信システム全体の管理を行うとともに、委託者からの問合せに対応を行なうこと。
- (7) 配信システムにおいては、何らかのトラブルが発生した場合については、受託者は迅速に対応しなければならない。その場合は、配信自体に影響がないよう、必要に応じて夜間、休日などの対応も行うこと。

9 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後
 - ア 事業計画書及び履行計画書（又は工程表）
 - イ 業務履行体系図（又は組織図）及び緊急電話連絡体制図
 - ウ その他委託者が指示するもの
- (2) 設営終了後
 - ア 設営業務完成報告書
 - イ 現場撮影写真（設営前後jpgデータ）
- (3) 現場業務終了後
 - ア 業務完了報告書
 - イ 現場撮影写真（撤去後jpgデータ）
 - ウ 撮影した映像等一式
 - エ 現場打合せ記録簿
 - オ その他委託者が指示するもの

10 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以後の業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、受託者がその業務を代行することとするが、その際は、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し承認を得ること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受託者の負担とする。

11 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者及び作業員等を会場に常駐させ、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

12 設営・撤去

- (1) 設営については、委託者及び当該会場施設管理者と十分協議したうえで実施にあたること。
- (2) 委託者が手配した備品及び会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (3) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト若しくは杭木等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態では設置不可能な場合は、委託者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。

- (4) 同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合、事前に工程調査を十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (5) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (6) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。
- (7) 設営及び撤去業務完了後、速やかに委託者に報告し、委託者の確認を受けること。
- (8) 受託者は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (9) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。

13 保守・管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、委託者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (2) 荒天により、継続して設営が困難であると判断した場合は、委託者と協議のうえ、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って委託者の指示により再度設営をすること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (3) 保守・管理に従事する者は、委託者が貸与する I Dカードを着用すること。

14 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の管理
 - 労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - ア 構内に駐車出来ないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。
- (3) 保護対策
 - ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
 - イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。
- (4) 緊急対策
 - 仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。
- (5) 臨機の措置
 - 受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (6) 損害・事故責任
 - 本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、委託者は責任を負わないものとする。
- (7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

15 法令、条例等の順守

受託者は、本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

16 著作権

本業務において制作した映像等の著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者は委託者の許可を得て当該映像等を使用することができる。

17 適用

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議し決定するものとする。

18 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。栃木県個人情報保護条例（平成16年条例第25号）を遵守しなければならない。

19 その他

(1) 受託者は、本委託業務を遂行する上で必要なソフトウェアやシステムの変更、受託者が準備した機器の管理等、責任を持って行なうものとする。

(2) 受託者は映像配信を円滑に運用するため、委託者を支援するとともに、調査依頼、資料請求、動作確認、関係者へ説明に対して迅速に対応するものとする。

(3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本委託業務に関係するしないにかかわらず、委託者のデータについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性安全性の確保に努めなければならない。

(4) 受託者は、業務の遂行にあたり、本委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）及びそれを代行できるスタッフを確保しなければならない。主任担当者は、業務実施及び運用において、その他のスタッフを指示監督し、委託者との調整を行うものとする。

- (5) 契約後、本委託業務について、委託者から要請のある都度、詳細な連絡調整を行うものとする。
なお、その場合、連絡調整場所までの受託者の出向費用、連絡調整の目的遂行に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (7) 成果品の引渡し後に、受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、受託者の責任において直ちに補正しなければならない。
- (8) 本契約に基づく成果品の所有権は、委託者への成果品の引渡しが完了したときに委託者に移転するものとする。なお、成果品の引渡し前であっても業務上必要な範囲において撮影された映像等を使用する場合がある。
- (9) 本契約に基づく成果品の著作権（著作権法第 21 条から同法第 28 条までに規定する権利）は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
また、受託者は成果品に係る著作者人格権（著作権法第 18 条から同法第 20 条までに規定する権利）を、将来にわたって行使しないものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策として、業務の性格に応じた感染拡大防止対策を講じ、感染症拡大の予防を図るとともに、業務従事者等の健康管理に注意すること。